一

去八月日和山に行然に八月廿日より
左田の堤を切及見堤に法をたく
作るきれいを出さうけ行然る事
あるを長谷川うち中時分に偽筆にて行為
八郎後町場堤きれ中に付為被仕
偽をもつて作るもの抜きて中より
や地之堤の大きれ然る故
左之通内より奉こな降参を元中作
秀吉に別身を以切腹に被仕

三ノ上

きつる事然るを竜者とも見及降参
仕るを可成内なるの歌乃分別と覚
たる然る故に堤をつくさたくさと
みて内より降参に成物なるハ中村を分
別次第なり出つき立在とて此所意
とく則時より堤をとく然る故也

一

之後堤より又降参を元中に成候須賀
青右衛門に成此役仕左田
乃堤請元加らく元右捕則とく抜て

此所等に成に先一くに国中に仕置に成和泉
山に立て葉山法師をへ置られし事
一
七月より大坂へ出馬に帰陣伊賀守大和
大納言殿三若孫七郎殿長八郎子関白殿
事也さて小仙石紙茶もて此度中讃岐に
渡海に付に伊与国を輝元渡海に付
付作濃守くに陣一ツ有て両に大将にて
伊奈熊一に出馬に頼大坂に出馬に
伊与国ハ毛利殿秀頼子の陣七月

十五日の夜奈熊に付呂頼子三百
大坂に進上に有て きよ出の長曾我部
伊禮中上作則居城より出馬に河内の国ハ
一揆ともれ別条なく出馬中に
四ヶ国より帰所に於て出馬に船と
出馬に てんかの武者船に深に成て
業に船より浦中に但出馬と伊与に出馬 国
こんかの北郡の内にてぶいと中陣に
多田に者立義に出馬に毛利殿陣うへ

中作分塀を作り番所をもうけまうくれ申
出ゝ以前仕れ上様より此方意ゝ八郎殿
様の後を不若に分塀まうくうて社置ゝ人
ゝ此方意也

一 天正十三年関白七身初ゝ秀吉社任
関白作ゝ

一 城中の国作ゝ内義伺秀吉八四国九国ハ
ゝり出ゝ被ゝ定儀八可ゝ申ゝ仕
ゝ内義伺所ハ馬を可社出と

内義伺ゝ秀吉ゝ内義伺ゝ中上作様子ゝ
内義伺ゝ作ゝ者六人ハ作通我ゝ霧ゝ
所ゝ作ゝ所ハ系ゝ事作ハ作ゝ者
ゝ松本内匠ゝ分ゝ六人ゝ様ゝ
ゝ上ゝ様ゝ被霧ゝ
ゝ中上ゝ様ゝ被霧ゝ
ゝ家康卿ゝ作ゝ者
見作ゝ内義伺ゝ可出入ゝ者ゝ
出候ゝ作ゝ者ゝ
家康ゝ作ゝ者ゝ

[illegible]を欠底をそゝぐ事国一事也
[illegible]を[illegible]出る所法必停止[illegible]
[illegible]也　家康卿表裏[illegible]也大事[illegible]
[illegible]を来れ押よ[illegible]馬[illegible]を[illegible]来[illegible]氣
[illegible]ひ[illegible]法[illegible]八城中[illegible]馬を可[illegible]出
[illegible]の法[illegible]　家康卿へ[illegible]城中[illegible]
法馬[illegible]出[illegible]加勢[illegible]可[illegible]者[illegible]と[illegible]法[illegible]
[illegible]者[illegible]田豊後[illegible]都合三[illegible]内[illegible]
三百挺[illegible]　家康卿[illegible]加勢として

[illegible]や上[illegible]及上[illegible]大坂[illegible]面の事
七月廿七日に[illegible]馬を[illegible]出也[illegible]別[illegible]
内義[illegible]と法中[illegible]法[illegible]を[illegible]勝[illegible]傷[illegible]
[illegible]を[illegible]て[illegible]ふ[illegible]法[illegible]
[illegible]秀吉[illegible]降[illegible]度[illegible]ふ[illegible]
法[illegible]の[illegible]信勝[illegible]伝長[illegible]法[illegible]
所詮信勝を[illegible]者[illegible]可向也内蔵[illegible]
方物[illegible]信勝[illegible]降[illegible]法[illegible]
四百[illegible]次[illegible]信勝[illegible]法[illegible]

一 先の板下に出来候門一所成板子を城中に
響候ゝあと使えを中ゝ事
一 出来候八幡田又左衛門殿父子金森五郎八
森右近池田三左衛門殿稲葉右京亮加藤作内
おゝゝ城所中後陣八宇喜田八郎殿を始
殿〳〵中作則時分内蒔仲分国城中に乱入
殿衆れとも関元中に事
一 伊丹に国元利殿陣元の後へ右〳〵敵の城下
うや聖京と中訴子陣元也を訴へ城中

より子分に陣条下条に付之称ゝ〳〵おゝ
城中の板子に次第〳〵下に乱殿
ゝ陣条下子大形如此ゝ蒔に小宇川
隆京に陣条印ゝ出之称ゝ出威光又右
出きかしの拵出一陣機嫌に出まゝ子
条下に付ゝ分別也不者ゝ出に条下乃ゝ
つ一城下ゝ書付知一元也ゝに隆京
分別殿下ゝ板霧まり中ゝ事
ゝ出条下ゝ多度ゝ注進候ゝ

一 信乃内藤外事不及上洛之国ニ引籠剃髪
まします振舞ふ所により追討しまたゝめ子
去廿七日ゟ従大坂出馬ニ及事

一 今月七日辰比一天ニ八鐵中人りかゝ旅ニ
馬を立先勢東をたゝく山らたえけつ候
き此山乃如すゝまて令放火木船森山
まで山外下悉破没付内藤外之隊家信備
とお我戸山居城お渡其衣の称ゟてせ
しまへハ条命之儀も之赦免之事

一 花様之国安子ゟうし此事有之内藤外
ともに内志企悪逆ハ条殊役として人数指差
候彼国道筋人馬之事ハ申之云ニ不及
そりけゝ物をかゝりかゝ犯之んちんまで
堅以人ともに隠るき此山すん所を家鐵く
分へ彼悪徒ホ悉頭を刎一国平均ニ申付両国
之民に至り刀も不入様分ニ属し馬を納之事

一 内藤外居城戸山ハ馬を家臣中又及諸城
ニかりその主お付国之掟如ホ中付おき也

より加州尾山の城下に軍兵をおへ人馬
の息をとらる体深くそれ心を思出けり
不孫の中たりとはいへとも忠を感じ称
をすへくいましむる事是皆天下のため
なり也然るに先年江州北の郡において
賤ヶ嶽の如く柴田修理勝家と一戦有
及しに其時前田又左衛門利家抽忠節に余
人を将附に感じて両三ヶ国を前田又左衛門
利家に宛行事

一 其表の様子を附浅野弾正少弼に再三横目を
聞え浅野弾正中上に附蜂須賀彦右衛門同
小六黒田官兵衛勝付有之指示而万事見合
請挿あに至まじく彼ホと一同に覚悟を可致
合事肝要也自然右之調儀に寄り無益
合戦必停止たるべき事
毛利右馬頭よりの人進じけれ
一 右之通りにても依遅くへ其内花外一其ハ
中候ヶ前田又左衛門後ハ柴田合戦に附加賀

宇国能登一国を賜り給ふ内義仲おさへ也
申酉年と国の事と共宮ゴ作ら内蔵助殿
菊田又左衛門との せりあひ大小五度のせり
あひ是も大形如此に内義仲に討遣義を討
越中 もゝ左衛門殿相伴也右ゴ五度のせり
あひ面白仕合ゴ事
一 花線ゴ国を金森出雲殿ゴ注進に
一 丹羽五郎左衛門殿八柴田合戦の未酉年柴田
沒と相領也国状事の書ゴ越前ゴての病死

秀吉との出へを申酉年と共右中に注ゴ
たち中に八出へゴ村を見又左と共宮子
息長右五郎左衛門殿へを加賀ゴ国まゴ
ゴ下ゴ不ゴゴ絶ゴ方石注出ゴ後国ゴ小松
の城ゴて拾二万石ゴ柴中に関白殿に切腹の
末の年に相領也
一 上杉右ゴ仕仕柴侍ゴて四ゴ仕国
割可注柴と思ゴゴ義を利殿ゴりぞゴい北
城を奥後中にゴの注進也ゴゴ八ゴ割

可社仕付とて阿波の国を修須賀者右步
讃岐を仙石越前守古佐ハ長曽我部長塚伊与
北国ハ小早川右步元隆京仙石越前守修須賀
者右步持領し国〻に入部也伊与ハ国を
小早川ゟ社下とゝの者ゟ治ハ侍者ゝ
治るゝ入部之義不仕ハ小早川内儀ゟて
此理社中上ハ治るゝ者ゝ元中ハ右〻国小早川ゝ
可社者ハ拘を備中の高松ゟ侍者ゝ付
ゟ儀ゝを〻ゝ社離右〻仕侍中絶ゝ之

中ゝ年接ゝ此耳へ中ハ右ゟや〻感と
永ハ内儀ゝ侍理を右〻此国者〻持仕侍ハ
則輝元と傍輩ゝ社絶也自然輝元侍者ゝ
毛利ゟ一味を綾ゝを上ゟ侍厚恩蒙り
輝元ゟ一味を義絶ゝを毛利陸奥守
元就遠ゟ付輝元を不可見放とゝ親ゝ
擬紙也右〻ゝ細上ゟ此事ゟて
者此産ハ侍者ゟ元点の理ゟて此者ハ此茶
此故義ハ恵ゟ阿ゟ中ハいゝ此者ゝ武

216.4
3-1

之社中作家小早川為自幸度所再社
立と開元中以上格所意よハ弥彡別神妙
次第此感社然さハ代伊与の国ハ輝元ハ
可社出之輝元より小早川ヲ社出とと此
此内能毛く伊与此を清元小早川ヲ社
渡いさハ海領可仕とその部社仕事

書肆

京都三條通升屋町　出雲寺文次郎
同　寺町通松原下ル　勝村治右衛門
大坂心齋橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　安堂寺町　秋田屋太右衛門
江戸日本橋通壹丁目　須原屋茂兵衛
同　本町通横山町壹丁目　出雲寺萬次郎
同　芝神明前　岡田屋嘉七